

201328007B

厚生労働科学研究費補助金

医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス

総合研究事業

医療機器の添付文書の在り方に関する研究

平成 23 年度～25 年度 総合研究報告書

研究代表者 外 須美夫

平成 26 年 3 月

目次

I. 総合研究報告書		
医療機器の添付文書の在り方に関する研究		
外 須美夫	1
II. 研究成果の刊行に関する一覧表	57
III. 研究成果の刊行物・別刷	59

I. 総括研究報告書

医療機器の添付文書の在り方に関する研究

外 須美夫

医療機器の添付文書の在り方に関する研究

研究代表者 外 須美夫 九州大学医学研究院教授

研究要旨

本研究班は、医療現場からの意見や欧米等の制度等を踏まえて、個別問題品目の添付文書を見直すとともに、今後の医療機器添付文書全般の在り方について検討するものである。

平成 23 年度は、全国の病院を対象としたアンケート調査を実施し、医療関係者の添付文書に関する問題意識や認識の現状及び問題品目の事例を把握した。

平成 24 年度は、①添付文書に関する我が国と米国、EU、GHTF の規制等の比較、②米国での医用電気機器の IFU の利用状況等の実態調査、③アンケート調査において添付文書の記載内容が不適切等の指摘があった医療機器 7 品目群の添付文書の改訂に向けた検討、④アンケート調査の自由記載の分析、⑤20 品目群の医療機器添付文書における【警告】および【禁忌・禁止】の項の記載分量等の比較を実施した。

平成 25 年度は、①医療機器添付文書の改訂回数、改訂項目、それらの国産製品および輸入製品等の違いなどについての調査、②自由記載欄の意見及び昨年まで実施した調査結果も踏まえての今後の添付文書の在り方についての検討、③医療機器 7 品目群についての添付文書見直しを実施した。また、これまでの検討結果を踏まえ、平成 17 年に厚生労働省より示されている添付文書の記載要領（医薬食品局長通知及び安全対策課長通知）を見直し、改定案としてとりまとめた。

研究分担者

廣瀬 稔 北里大学医療衛生学部医療工学
科教授

松田 勉 山形大学大学院医学系研究科教
授

厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の添付文書の記載要領について」等でもって示されている。

しかしながら、この添付文書に対しては、警告の内容が多すぎて理解するのに時間がかかる、現状の医療実態に即していない、同機種でありながら各社で記載内容に差があるとの指摘がなされており、最新の医療に則しかつ医療関係者が理解しやすいものとなるよう見直しが求められている。

A.研究目的

医療機器の添付文書は薬事法第 63 条の 2 に規定された医療機器を安全に使用するために最も基本となる文書で、医療機器企業が作成し製品への添付等が義務付けられている。また、添付文書の記載方法については平成 17 年 3 月 10 日付薬食発第 031003 号

そこで、本研究班は、個別の問題品目の添付文書を見直すとともに、今後の医療機器添付文書全般の在り方について検討することを目的とし 3 年計画で実施したものである。

B.研究方法

平成 23 年度は、全国の病院を対象としたアンケート調査を実施し、医療関係者の添付文書に関する問題意識や認識の現状及び問題品目の事例を把握した。

平成 24 年度は、①添付文書に関する我が国と米国、EU、GHTF の規制等の比較、②米国での医用電気機器の IFU の利用状況等の実態調査、③アンケート調査において添付文書の記載内容が不適切等の指摘があった医療機器 7 品目群の添付文書の改訂に向けた検討、④アンケート調査の自由記載の分析、⑤20 品目群の医療機器添付文書における【警告】および【禁忌・禁止】の項の記載分量等の比較を実施した。

平成 25 年度は、①医療機器添付文書の改訂回数、改訂項目、それらの国産製品および輸入製品等の違いなどについての調査、②自由記載欄の意見及び昨年まで実施した調査結果も踏まえての今後の添付文書の在り方についての検討、③医療機器 7 品目群についての添付文書見直しを実施した。また、これまでの検討結果を踏まえ、平成 17 年に厚生労働省より示されている添付文書の記載要領（医薬食品局長通知及び安全対策課長通知）を見直し、改定案としてとりまとめた。

C.研究結果

記載要領の改定案を、現行の内容と比較する形で別添 1～3 の様に取りまとめた。

E.結論

医療機器の添付文書については、平成 25 年 11 月 27 日に公布された改正薬事法において、従来の規定に加え、以下の規定が新たに設けられた（別途、交付の日から 1 年を超えない政令で定める日から施行）。

1)医療機器の製造販売業者は、最新の知見に基づき添付文書を作成し、厚生労働大臣

に届け出るものとし、届け出た添付文書は直ちにウェブサイトに掲載すること。

2)添付文書がウェブサイトに掲載され、かつ医療機関が承諾した等の場合は、医療機器への添付文書の添付を省略できること。

こうした時期に、今後の医療機器添付文書の在り方について検討するため、全国の病院を対象としたアンケート調査から我が国の現在の添付文書の問題点を取りまとめ、また、欧米等の法的規制等との比較及び米国の医療機関における IFU の利用状況の実態調査から欧米の状況を把握し、さらに添付文書の【警告】欄等の記載分量の比較及び改訂回数等の比較等の調査も実施した。そして、これらの結果を踏まえ、今後の医療機器添付文書の在り方について検討し、記載要領の改定案として取りまとめた。

医療機器の添付文書は、薬事法でもって規定された医療機器を安全に使用するための最も基本となる文書である。今後、改正薬事法の施行に合わせ、今回の検討結果を踏まえて早期に記載要領が見直されることが期待される。なお、今回の検討は限られた時間内で実施したものであり、今後も、例えば今回の見直しが医療関係者にとって有益であったかの調査を実施する等、引き続き医療関係者にとってより理解しやすい添付文書にするための努力が望まれる。

F.健康危険情報

なし

G.研究発表

1)論文

廣瀬稔、松田勉、外須美夫：医療機器の添付文書に関するユーザーの意識調査、クリニカルエンジニアリング 23、1045-1051。

2012.10.25. 学研メディカル秀潤社

2)学会発表

(1)第 88 回日本医療機器学会（2013 年 6 月

6日～8日：横浜にて発表)

○廣瀬稔、松田勉、青木郁香、石井健介、林学、那須野修一、外須美夫：「ユーザアンケートからみた医療機器の添付文書に関する問題点と今後の課題」

(2)第24回日本臨床工学会（2014年5月10日～5月11日：仙台にて発表予定）

○廣瀬稔：「医療機器保守管理への添付文書の活用」

(3)第89回日本医療機器学会（2014年6月13日～14日：新潟にて発表予定）

○廣瀬稔、松田勉、外須美夫：「医療機器の添付文書の改訂項目に関する調査」

(4)第89回日本医療機器学会（2014年6月13日～14日：新潟にて発表予定）

○廣瀬稔：「米国の認定CEと病院内での役割」

H.知的財産権の出願・登録状況

なし

別 添 1

平成 17 年 3 月 10 日付薬食発第 0310003 号 厚生労働省医薬食品局長通知「医療機器の添付文書の記載要領について」

(傍線の部分は改訂部分)

現行	改正案
<p align="center"><u>医療機器の添付文書の記載要領について</u></p>	<p align="center"><u>医療機器の添付文書の記載要領について</u></p>
<p><u>1.本記載要領の改正の要点</u></p> <p>1)<u>法施行後の承認書記載内容と整合を図ったこと。</u></p> <p>2)<u>コンタクトレンズについても、適用することとしたこと。</u></p> <p>3)<u>「医家向け医療用具添付文書記載要領」及び「生物由来製品の添付文書の記載要領」を統合したこと。</u></p>	<p><u>1.本記載要領の改正の要点</u></p> <p>1)<u>従来より、添付文書のみで情報を提供することが困難であり、取扱説明書が存在する医療機器については、添付文書において記載する内容を冒頭に記載することで、添付文書と取扱説明書の一体化も差し支えないとしたこと。</u></p> <p>2)<u>製品によっては、一定の条件の下、製品への添付文書の添付を省略して差し支えないとしたこと。</u></p> <p>3)<u>医療機器の種類によっては、適正な使用にかかる操作や使用方法等に関し記載すべき事項が多い場合もあることから、従来の添付文書の枚数制限を削除したこと。</u></p> <p>4)<u>添付文書の視認性等の観点から、その記載方法及び記載内容について見直しを図り、より分かりやすいものに改めたこと。</u></p>
<p>2.適用の範囲</p>	<p>2.適用の範囲</p>

<p>1)本記載要領は、原則としてすべての医療機器に適用することとし、在宅用の医家向け医療機器については、医療機関向けの添付文書に関して本記載要領を適用すること。</p> <p>2)家庭向け医療機器の添付文書又は取扱い説明書については、本記載要領に準拠するものとするが、表現及び内容については義務教育修了程度の学力を有する者が容易に理解できるものとなるよう注意すること。</p> <p>3)在宅用の医家向け医療機器については、本記載要領に基づく添付文書に加え、別途、患者用の添付文書又は取扱い説明書を作成すること。なお、この場合に作成する患者用の添付文書又は取扱い説明書については、前記2)と同様の取扱いとすること。</p>	<p>1)同左</p> <p>2)同左</p> <p>3)在宅用の医家向け医療機器については、本記載要領に基づく添付文書に加え、別途、患者やその介護者向け用の添付文書又は取扱い説明書を作成すること。なお、この場合に作成する添付文書又は取扱い説明書については、前記2)と同様の取扱いとすること。</p>
<p>3 添付文書の作成単位</p> <p>1)原則として、一製造販売承認品目(以下「承認」という。)、一製造販売認証品目(以下「認証」という。)又は一製造販売届出品目(以下「届出」という。)につき種類の添付文書を作成することとするが、製品の特性にかんがみ、人工関節に係る一連の異なる承認に基づく製品群等、一つの添付文書にとりまとめて記載した方が使用者にとって分かりやすい場合等については、一連の製品群をとりまとめて記載して差し支えないこと。</p> <p>2)一承認、一認証又は一届出中に複数の製品が含まれており、これらの組合せによって初めて機能する医療機器であって、個々の製品別に添付文書を作成すると使用者に誤解を与えるおそれがある場合には、複数の製品をとりまとめて一つの添付文書に記載して差し支えないこと。</p> <p>3)本体の他に付属品が存在する医療機器のうち、同一承認、認証又は届出の医療機器であっても付属品のみを流通させる場合にあっては、使用者の誤解を招かない</p>	<p>3.添付文書の作成単位</p> <p>1)同左</p> <p>2)同左</p> <p>3)本体の他に付属品(消耗品を含む。)が存在する医療機器のうち、同一承認、認証又は届出の医療機器であっても付属品のみを流通させる場合にあっては、使用</p>

<p>ようにするため、本体の添付文書とは別に付属品の添付文書を作成すること。ただし、本体と同一承認、認証又は届出の付属品については、組み合わせて使用する本体を明示することにより、記載事項の一部を簡略記載して差し支えないこと。</p>	<p>者の誤解等を招かないようにするため、本体の添付文書とは別に付属品の添付文書を作成すること。ただし、本体と同一承認、認証又は届出の付属品については、組み合わせて使用する本体を明示することにより、記載事項の一部を簡略記載して差し支えないこと。</p>
<p><u>4 実施時期</u> 平成 17 年 4 月 1 日より適用する。ただし、既に承認又は許可を受けている医療機器の添付文書については、平成 18 年 3 月 31 日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づいた改訂を行うこと。</p>	<p><u>4.実施時期</u> 平成〇年〇月〇日より適用する。ただし、既に承認又は許可を受けている医療機器の添付文書については、平成〇年〇月〇日までにできるだけ速やかに本記載要領に基づいた改訂を行うこと。</p>
<p><u>5 添付文書と取扱説明書等の関連文書</u> 本記載要領に基づく添付文書だけでは十分に情報提供ができない医療機器については、その性質に鑑み、添付文書の他に「取扱説明書」「保守点検マニュアル」等の関連文書を含む)を作成すること。この場合、「取扱説明書」には、必要に応じ添付文書の記載内容と整合した以下の内容が記載されていること。</p> <p>1)目次</p> <p>2)安全上の警告・注意</p> <p>3)製品概要と各部・付属品の名称・構造</p> <p>4)組立・設置方法</p> <p>5)使用前の準備に関する事項</p> <p>6)一般的な使用方法とその注意事項</p> <p>7)特殊な使用方法とその注意事項</p> <p>8)使用後の処理に関する事項</p> <p>9)医療機器の清掃、消耗品の交換、保管方法に関する事項</p>	<p>(削除)</p>

<p><u>10)保守点検に関する事項</u></p> <p><u>11)トラブルシューティングに関する事項</u></p> <p><u>12)技術仕様</u></p> <p><u>13)用語の解説・索引</u></p> <p><u>14)医療関係者に対する安全教育に関する事項</u></p> <p><u>15)アフターサービスとその連絡先に関する事項</u></p>	
<p><u>6 既存の通知の改正等</u></p> <p><u>1)平成 13 年 12 月 14 日付医薬発第 1340 号は、本通知の適用に伴い廃止する。</u></p> <p><u>2)平成 15 年 5 月 15 日付医薬発第 0515005 号医薬局長通知における医療機器に関する事項は、本通知の内容をもって代えるものとする。</u></p>	<p><u>5.既存の通知の改正等</u></p> <p><u>従前の平成 17 年 3 月 10 日付薬食発第 0310003 号医薬食品局通知「医家向け医療機器添付文書記載要領について」は、本通知の内容をもって代えるとともに、昭和 44 年 9 月 12 日付け薬発第 704 号薬務局長通知「高気圧酸素治療装置の添付文書に記載すべき使用上の注意事項について」及び昭和 47 年 6 月 1 日付け薬発第 495 号薬務局長通知「医用電気機器の添付文書に記載すべき使用上の注意事項について」を廃止する。</u></p>
<p style="text-align: center;">医療機器の添付文書の記載要領</p> <p>1「添付文書記載」の原則</p> <p>1)医療機器の添付文書は、薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき医療機器の適用を受ける患者の安全を確保し適正使用を図るために、医師、歯科医師及び薬剤師等の医療従事者に対して必要な情報を提供する目的で医療機器の製造販売業者又は外国特例承認取得者(選任製造販売業者を含む、以下同じ。)が作成するものであること。</p>	<p style="text-align: center;">医療機器の添付文書の記載要領</p> <p>1.「添付文書記載」の原則</p> <p>1)同左</p>

<p>2) 添付文書に記載すべき内容は、原則として当該医療機器が製造販売承認(以下「承認」という。)、製造販売認証(以下「認証」という。)又は製造販売届出(以下「届出」という。)がなされた範囲で用いられる場合に必要とされる事項とすること。ただし、その場合以外であっても重要で特に必要と認められる情報については評価して記載すること。</p> <p>3) 記載順序は、原則として「2. 記載項目及び記載順序」に掲げるものに従うこと。</p> <p>4) <u>既に記載している事項の削除又は変更は、十分な根拠に基づいて行うこと。</u></p> <p>5) 「2. 記載項目及び記載順序」で示す「1) 作成又は改訂年月日」から「4) 販売名」までの記載項目を添付文書の1ページ目の紙面の上部に記載し、「5) 警告」以降の記載内容を本文とする。</p>	<p><u>2) 添付文書は最新の知見に基づき作成されるものであり、かつ医療の現場に即した内容とし、随時改訂等の見直しをおこなうものであること。</u></p> <p>3) 同左</p> <p>4) 同左</p> <p>(削除)</p> <p>5) 「2. 記載項目及び記載順序」で示す「1) 作成又は改訂年月日」から「4) 販売名」までの記載項目、及び4. (2)、5.、6.、7. の何れかに該当する医療機器にあってはその旨を添付文書の1ページ目の紙面の上部に記載し、「5) 警告」以降の記載内容を本文とすること。</p>
<p>2 記載項目及び記載順序</p> <p>1) 作成又は改訂年月日</p> <p>2) 承認番号等</p> <p>3) <u>類別及び一般的名称等</u></p>	<p>2. 記載項目及び記載順序</p> <p>1) 同左</p> <p>2) 同左</p> <p>3) <u>一般的名称</u></p>

4)販売名	4)同左
5)警告	5)同左
<u>6)禁忌・禁止</u>	<u>6)禁忌</u>
7)形状・構造及び原理等	7)同左
8)使用目的、効能又は効果	8)同左
<u>9)品目仕様等</u>	(削除)
10)操作方法又は使用方法等	9)同左
11)使用上の注意	10)同左
12)臨床成績	11)同左
<u>13)貯蔵・保管方法及び使用期間等</u>	<u>12)耐用期間、又は使用期間等</u>
	<u>13)洗浄、消毒、滅菌方法</u>
<u>14)取扱い上の注意</u>	(削除)
<u>15)保守・点検に係る事項</u>	<u>14)保守・点検</u>
	<u>15)貯蔵・保管方法</u>
16)承認条件	16)同左
<u>17)包装</u>	(削除)
	<u>17)医療機器に係る区分</u>
18)主要文献及び文献請求先	18)同左
19)製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等	19)製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称
3 記載要領	3.記載要領

<p>1) 作成又は改訂年月日 当該添付文書の作成又は改訂の年月日及び版数を記載すること。改訂に当たっては、その履歴が分かるようにすることでその継続性を担保すること。</p> <p>2) 承認番号等 承認番号、認証番号又は届出番号のいずれかを記載する他、<u>単回使用の医療機器については、「再使用禁止」と記載すること。</u></p> <p>3) 類別及び一般的名称等 <u>平成 16 年厚生労働省告示第 298 号(以下「クラス分類告示」という。)により示される医療機器の一般的名称、JMDN コード、高度管理医療機器・管理医療機器・一般医療機器の別、特定保守管理医療機器・設置管理医療機器の別及び特定生物由来製品・生物由来製品(特定生物由来製品を除く、以下同じ。)の別を記載すること。</u> なお、一つの承認、認証又は届出に係る医療機器に該当する一般的名称が複数になる場合、承認書、認証書又は届出書の一般的名称欄に記載した一般的名称等を記載するとともに、括弧書きで、承認書等の備考に記載されている一般的名称等を記載すること。</p> <p>4) 販売名 販売名を記載すること。略称・愛称等、製品を特定する際に、使用者を混乱させるおそれがある名称は記載しないこと。 <u>特定生物由来製品及び生物由来製品であって、遺伝子組換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨を記載すること。</u></p>	<p>1) 同左</p> <p>2) 承認番号等 <u>承認番号、認証番号又は届出番号のいずれかを記載すること。</u></p> <p>3) 一般的名称 <u>平成 16 年厚生労働省告示第 298 号(以下「クラス分類告示」という。)により示される医療機器の一般的名称、を記載すること。</u> なお、一つの承認、認証又は届出に係る医療機器に該当する一般的名称が複数になる場合、承認書、認証書又は届出書の一般的名称欄に記載した一般的名称を記載するとともに、括弧書きで、承認書等の備考に記載されている一般的名称を記載すること。</p> <p>4) 販売名 販売名を記載すること。略称・愛称等、製品を特定する際に、使用者を混乱させるおそれがある名称は記載しないこと。 <u>(削除)</u></p>
--	---

5) 警告

当該医療機器の使用範囲内において、特に危険を伴う注意すべき事項を記載すること。「適用対象(患者)」、「併用医療機器」及び「使用方法」における警告事項についても小項目を作製し記載すること。

6) 禁忌・禁止

当該医療機器の設計限界又は不適正使用等、責任範囲を超える対象及び使用方法を記載すること。「適用対象(患者)」、「併用医療機器」及び「使用方法」における禁忌・禁止事項についても小項目を作製し記載すること。

7) 形状・構造及び原理等

当該医療機器の全体的構造が容易に理解できるように、ブロック図、組成式又は構成金属組成等により概略を記載すること。

また、当該医療機器が機能を発揮する原理・メカニズムを簡略に記載すること。

特定生物由来製品及び生物由来製品(次の(3)~(5)を適用しない。)については、以下の事項を記載すること。

(1)当該特定生物由来製品又は生物由来製品の原料又は材料(製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。)のうちヒトその他の生物(植物を除く。以下同じ。)に由来する成分の名称

(2)当該特定生物由来製品又は生物由来製品の原材料(製造に使用する原料又は材料の由来となるものをいう。以下同じ。)であるヒトその他の生物の部位等の名称

5) 警告

当該医療機器の使用範囲内における重篤な健康被害の発生防止のための注意事項、さらにこれまでの医療事故事例も踏まえて必要な注意事項を記載すること。なお、その際、「適用対象(患者)」をはじめ、「併用医療機器」、「操作又は使用時」等、該当するものがある場合は、小項目を作製して記載することは差し支えない。

6) 禁忌

当該医療機器の使用範囲内における重篤な健康被害の発生にかかる禁忌に該当する対象患者について記載すること。

7) 形状・構造及び原理等

当該医療機器の全体的構造が容易に理解できるように、イラスト図や写真、又はブロック図、原材料、構成部品等を必ず示すと共に、当該医療機器が機能を発揮する原理・メカニズムを簡略に記載すること。

(削除)

<p><u>(当該ヒトその他の生物の名称を含む。)</u></p> <p><u>(3)原材料に由来する感染症伝播のリスクを完全に排除することはできない旨</u></p> <p><u>(4)感染症の伝播を防止するために実施している安全対策の概要</u></p> <p><u>(5)疾病の治療上の必要性を十分に検討した上、その使用を最小限とすべき旨</u></p> <p><u>(6)ヒトの血液又はこれから得られた物を有効成分とする場合及びこれ以外のヒトの血液を原材料として製造される場合にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び採血方法(献血又は非献血の別)</u></p> <p><u>(7)その他当該特定生物由来製品又は生物由来製品を適正に使用するために必要な事項</u></p> <p>8)使用目的、効能又は効果 承認を受けた使用目的、効能又は効果を記載すること。認証を受けた医療機器については、認証を受けた使用目的、効能又は効果を記載すること。届出をした医療機器については、当該機器に係るクラス分類告示の一般的名称の定義を記載すること(平成16年7月20日付け医薬食品局長通知薬食発第0720022号参照)。</p> <p>9)品目仕様等 承認書、認証書又は届出書において、品目仕様欄に記載した項目のうち性能に関する</p>	<p>8)使用目的、効能又は効果 承認又は認証を受けた使用目的、効能又は効果を記載すること。また、届出をした医療機器については、当該機器に係るクラス分類告示の一般的名称の定義を記載すること。</p> <p>(削除)</p>
--	---

る事項について簡潔に記載すること。

10) 操作方法又は使用方法等

設置方法、組立方法及び使用方法等について記載すること。なお、組み合わせて使用する医療機器がある場合は、その医療機器に対する要求事項若しくは組み合わせて使用可能な医療機器について記載すること。

11) 使用上の注意

当該医療機器の使用に当たっての一般的な注意事項を記載すること。「適用対象(患者)」、「併用医療機器」及び「使用方法」における注意事項についても小項目を作製し記載すること。

また、特定生物由来製品については、薬事法第68条の7の規定に基づき、特定生物由来製品を取り扱う医師等の医療関係者は、当該製品の有効性及び安全性その他適正な使用のために必要な事項に関して、当該製品の使用の対象者に説明する必要性がある旨を記載すること。

12) 臨床成績

承認申請時に用いられた臨床成績又は製造販売後臨床試験の結果等を記載すること。

13) 貯蔵・保管方法及び使用期間等

貯蔵・保管方法、(一回使用あたりの)使用期間、有効期間・使用の期限(耐用期間の設定が必要な医療機器)を小項目を設けて記載すること。

9) 同左

10) 使用上の注意

当該医療機器の使用に当たっての一般的な注意事項を記載すること。「適用対象(患者)」、「併用医療機器」及び「使用方法」等における注意事項についても小項目を作製し記載すること。(削除)

11) 同左

12) 耐用期間、又は使用期間等

耐用期間、又は使用期間が定められた医療機器においては、その耐用期間や使用期間について記載すること。

14) 取扱い上の注意

基準又は承認書、認証書若しくは届出書の中で取扱い上の注意事項が特に定められているものについては、その注意を記載すること。

特定生物由来製品については、薬事法第68条の9第3項及び第4項の規定に基づき、特定生物由来製品を取り扱う医師等の医療関係者は、当該製品の使用の対象者の氏名、住所等を記録し、医療機関等においてその記録を保存する必要性がある旨を記載すること。

15) 保守・点検に係る事項

特定保守管理医療機器及び複数回使用する医療機器については、再使用のために必要な措置(滅菌、維持・管理、保守・点検等)を記載すること。

13) 洗浄、消毒、滅菌方法

複数回使用することが想定される医療機器については、洗浄、消毒、滅菌の方法や手順について記載すること。

(削除)

14) 保守・点検

特定保守管理医療機器及び複数回使用する医療機器については、使用のために必要な保守・点検の項目やその点検頻度等について記載すること。

15) 貯蔵・保管方法

貯蔵・保管の条件や貯蔵・保管上の注意事項について記載すること。

16)承認条件

承認条件が付された場合に記載すること。

17)包装

包装単位を記載すること。

18)主要文献及び文献請求先

文献請求先の氏名又は名称及び住所を記載すること。

19)製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等

製造販売業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載すること。また、製造業者の氏名又は名称を記載し、外国製造所で製造される医療機器の場合にあっては外国製造所の国名、製造業者の英名を記載すること。

16)承認条件

承認条件が付された場合にその内容について記載すること。

(削除)

17)医療機器に係る区分

(1)高度管理医療機器、管理医療機器、一般医療機器の別を記載すること。

(2)特定保守管理医療機器にあってはその旨を記載すること。また、設置管理医療機器に該当する場合には、その旨もあわせて記載すること。

18)主要文献及び文献請求先

文献請求先の氏名又は名称及び電話番号等を記載すること。

19)製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称

製造販売業者(選任製造販売業者を含む)の氏名又は名称を記載すること。また、製造業者の氏名又は名称を記載し、外国製造所で製造される医療機器の場合にあっては外国製造所の国名、製造業者の英名を記載すること。

4. 特定生物由来製品及び生物由来製品について

(1) 特定生物由来製品及び生物由来製品にあつては、販売名の欄にその旨を記載すること。また、遺伝子組み換え技術を応用して製造される場合にあつては、その旨も記載すること。

(2) 成分・材料として又は製造工程においてヒトその他の生物の血液・細胞・組織・臓器等に由来する成分が使用されている旨、原材料に由来する感染症伝播のリスクを完全に排除することはできない旨、感染症の伝播を防止するために実施している安全対策の概要、及び疾病の治療上の必要性を十分に検討した上でその使用を最小限とすべき旨を記載すること。なお、記載箇所については、1. 5)によること。

(3) 当該特定生物由来製品又は生物由来製品の原料又は材料(製造工程において使用されるものを含む。以下同じ。)のうちヒトその他の生物(植物を除く。以下同じ。)に由来する成分の名称を形状・構造及び原理等の項に記載すること。

(4) 当該特定生物由来製品又は生物由来製品の原材料(製造に使用する原料又は材料の由来となるものをいう。以下同じ。)であるヒトその他の生物の部位等の名称(当該ヒトその他の生物の名称を含む。)を形状・構造及び原理等の項に記載すること。

(5) ヒトの血液又はこれから得られた物を有効成分とする場合及びこれ以外のヒトの血液を原材料として製造される場合にあつては、原材料である血液が採取された国の国名及び採血方法(献血又は非献血の別)を形状・構造及び原理等の項に記載すること。

(6) 薬事法第68条の9第3項及び第4項の規定に基づき、特定生物由来製品を取り扱う医師等の医療関係者は、当該製品の使用の対象者の氏名、住所等を記録